

I 最近の行使の状況

○平成 21 年総会（平成 20 年 7 月から平成 21 年 6 月までの株主総会）

- ・上場会社 1897 社中、通知請求 29 社 30 件 (+ 取下げ 3 件)。可決 4 件（取締役選任議案）。会場での提案権行使 34 件（修正動議 11 件、議事進行上の動議等 23 件）。

○平成 20 年総会——通知請求 28 社 31 件、会場での提案 47 件。

平成 19 年総会——通知請求 32 社 34 件、会場での提案 72 件。

○平成 19 年総会の後は減少傾向……「業績悪化」「株券電子化」などが理由か。

II 会社法制定時の実質変更

①定款で行使要件を緩和をできることを明文化（会社 303 条 2 項括弧書・305 条 1 項括弧書）。

②株主総会の会場における議案提案権について明文規定（会社 304 条）。

- ・通知請求と同様の拒絶事由（会社 304 条但書）が実質変更部分。

③提案理由の形式的な字数制限を廃止。

- ・会社法制定前=議案提案権を行使した株主から 400 字以内の提案理由を記載した書面等が提出された場合に株主総会参考書類への記載を要求（旧商法施行規則 17 条 1 項 1 号）。

- ・全部を記載することが適当でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合に、会社は、当該事項の概要を株主総会参考書類に記載すればよい（会則 93 条 1 項）。

- ・会社は、「その全部を記載することが適切であるものとして」一定の分量を定めることができる（会則 93 条 1 項括弧書）。

④提案の方法を書面・電磁的方法に限定することを廃止。

- ・会社法制定前には、株主による提案の方法は書面・電磁的方法に限定（平成 17 年改正前商 232 条ノ 2）。

III 株主提案権行使の要件

1 持株要件の充足期間

——株主提案権行使のための持株要件は、いつまで充足している必要があるか。

○昭和 56 年改正当時から学説は分かれている。

①株主名簿の基準日まで。

②当該議案の決議の時まで（株主総会終結時とする説もある）。

③取締役会が招集通知の記載内容である議事日程を決定するまで、など。

○①説……株主提案権は議決権を前提とする権利であり、基準日時点で株主である者は、

その後に株式を失っても議決権を行使できる。

○②説……自己の提案を総会に付議することを求める権利である以上、当該提案の審議が終わるまで維持されることを要すると解するのが合理的。

・基準日の制度は、集団的な権利行使を簡易かつ画一的に処理するための制度であり、提案権行使には適用がない。

・少数株主による総会招集権、検査役選任請求権とも整合。

○「行使日と基準日のいずれか遅い日まで」という説は、①説と同一。

・株式保有期間の要件（会社 303 条 2 項・305 条 1 項）は、行使日から遡って満 6 か月であり、行使日の時点で持株要件を満たしていかなければならないのは当然。

・「行使の日が基準日より後であることがありうるから、①説の解釈には無理がある」という批判。

○②説が正当ではないか。

・議決権があるからといって、提案権を認めるべき必然性はない。

・決議時点では株式を失って会社との利害関係が切れた者の提案についてまで、株主総会で審議しなければ「ならない」のは不合理。

○②説をとると、提案権を行使したあと、株主総会までの間に株主が株式を失って持株要件を欠くに至った場合の処理が問題。

・株主提案として総会に付議し、決議が成立したときは、その決議が決議取消原因を有するのではないか。

・決議時点まで株主が持株要件を満たしていることを会社が確認しなければならないとすると、会社の負担が大きい。

——情報提供請求（社債株式振替法 277 条後段）。

・法的安定性の維持が①説を支える実質的根拠。

○②説をとるのであれば、「行使後に持株要件を欠いても決議の効力に影響はない」という解釈を立てておく必要あり。

・「取消事由になるとしても、実際に株主提案について決議が成立することは稀であるから、実際の結果にさして不都合はない」と解する説 → 現在では不十分。

・「株主提案を会社が受理して招集通知に記載すれば、もはや提案権行使の効果は株主の手から離れ、その提案を審議の対象にするかどうかは会社に委ねられることになる」と解する説 → 株主の提案を取り上げるかどうかについて会社に裁量があるわけではない。

○瑕疵はあるが裁量棄却を認めればよいという考え方はどうか → 結果への影響なしとは言えないのではないか。

○株主は会場において議案を提出することができ（会社 304 条）、要件を欠いて提案された議案を、別の株主（たとえば株主たる取締役）が議場で改めて提案することが可能である以上、瑕疵はないと解してよいのではないか。書面投票をし、または総会に出席した株主に特に不利益は考えられない。

・書面投票との関係。

- ・議題提案もされていた場合。

2 個別株主通知に要する期間と行使期限との関係

- 株式の振替制度の下では、株主提案権などの個別的な権利（「少数株主権等」。社債株式振替法 147 条 4 項）を行使するためには、個別株主通知がなされることを要する（同 154 条 3 項～5 項）。
 - ・少数株主権等の行使については、株主名簿ではなく、振替口座簿における記録が基準。
- 個別株主通知がなされるのに一定期間を要するため、株主は、行使期限（株主総会会日の 8 週間前まで）の直前に株主提案権を行使しようとしても、個別株主通知が間に合わない事態が生じうる。会社は提案権行使を拒めるか。
- 個別株主通知に一定期間を要することの不利益を株主側に負担させるべきでないと考えるべきか。
- 会社が個別株主通知がなされるのを不当に遅延させているわけではない。
 - ・株券発行会社で会社が名義書換えに何日も要して行使期限を過ぎたような場合であれば、名義書換えの不当拒絶。これとは異なる。
 - ・会社は提案権行使を拒めると考えてよいのではないか。
- もっとも、個別株主通知がない場合に、会社の側から権利行使を認めることができるかどうかは別問題。
 - ・個別株主通知に基づく少数株主権等の行使の制度は、会社法 130 条 1 項の原則の例外（社債株式振替法 154 条 1 項）。
——個別株主通知に基づくのでなければ、株主たることを会社に「対抗することができない」こととなるにすぎない。
 - ・会社の側から、個別株主通知に基づくことなく、実質的に株主と認める者に提案権の行使を認めることは、差し支えない。
 - ・情報提供請求（社債株式振替法 277 条後段）の「正当な理由」。
 - ・無権利者の請求に応じる結果となった場合に、手形法 40 条 3 項の類推適用による会社の免責はない。
- 他の個別の権利行使についても同様の問題あり。ex.株式買取請求権。

IV 会社提案と株主提案との関係

1 相反する提案と両立する提案

- 株主提案が会社提案に相反する形で提案されたのか、会社提案に両立する形で提案されたのかが問題となることがある。
- ex 剰余金配当に関する会社提案があるときに株主提案がなされた場合。
 - ・会社提案「1 株 20 円」
 - 株主提案「1 株 10 円」
 - = 10 円の配当だけを行うという提案か。
 - 会社提案の 20 円に追加してさらに 10 円の配当を行うという提案か。

(剰余金配当は事業年度中何度でもできる)

○提案株主がどのような意思で提案をしたかによる。

- ・ いずれかが不明確な場合には、会社としては、提案株主に対してその趣旨を明確にするよう求め、議決権行使する株主がその趣旨を理解して賛否を決することができるようしなければならないと考えられる。
——相対立する議案であれば、議決権行使書面において「いずれか一方の案にしか賛成できない」ことを注記する等。議場での採決でも同様。

2 取締役選任議案と定款所定の上限との関係

○取締役選任議案について、定款で員数の上限が定められている場合に、その上限数との関係をどう考えるか。

○上限の範囲内なら問題はない。

ex 定款所定の上限 10 名、会社提案の候補者 8 名、株主提案の候補者 2 名。

- ・ それぞれ別個の 10 個の議案として、合計 10 名の候補者それぞれに過半数の賛成があるかどうか。
- ・ ただし、特に「会社提案の候補者中 2 名の選任議案が否決されることを条件として、株主提案の 2 名の者を選任する」という形の提案であれば、会社側の 8 名の候補者について過半数の賛成があれば、株主側 2 名の候補者については選任はされなかったことになる。

○会社提案と株主提案の候補者の合計数が定款所定の上限数を超える場合が問題。

ex 定款所定の上限 10 名、会社提案の候補者 8 名、株主提案の候補者 5 名。

①過半数を獲得した候補者が定款所定の上限を超えた場合、上位から順に定款の上限に達するまで選任されたものとする方法。

- ・ 会社法 341 条との関係。過半数を獲得しても取締役に選任されない場合が生じうる。

②株主は定款所定の上限までしか賛成票を投じることはできないこととし、その結果過半数を獲得した候補者だけが選任されるという方法。

- ・ 必ずしも完全な解決法にはならない。過半数の賛成をとる者が定款の上限を超えることはあり、逆に予定した数だけ取締役を選任できない事態も生じうる。

・ モリテックス事件（東京地判平成 19 年 12 月 6 日判タ 1258 号 69 頁）。

○候補者を一人ずつ採決していく、定款の上限に達したところで採決を終わり、残った候補者については採決をしないという方法 → 合理性が疑わしいのではないか。

○①②いずれの方法でも、議決権行使する株主にあらかじめ採決の方法を了知させておく必要がある。

V 修正動議の認められる範囲

○株主は、株主総会の議場において取締役提出議案に対する修正提案（いわゆる修正動議）を提出することが認められているが（会社 304 条）、議案の修正は、あらかじめ招集通知に記載された議題（会社 299 条 4 項・298 条 1 項 2 号）の範囲内においてしか認めら

れない。

←不意打ち防止のため、株主総会では、招集通知に記載された議題以外の事項について決議をすることはできない（会社 309 条 5 項）。

○具体的にある修正が、招集通知に記載された議題の範囲内かどうかの判断は容易でないことがある。

- ・「修正が招集通知に記載された議題から一般的に予見することができるかどうか」によって決する（通説）。
- ・書面投票・電子投票を採用する会社では、株主総会参考書類に議案（一定の議案については議案ごとに記載事項が法定）を記載し、招集通知に際して株主に交付しなければならない（会社 301 条・302 条、会則 65 条・73 条～94 条）。

○議案ごとの検討

① 剰余金配当議案

- ・議題「剰余金配当の件」の場合、取締役提出議案を修正して配当額を減少する議案を提出できるかどうかは争いあり。
- ・配当額の減少は、長期的には株主の利益になるとしても株主の当然に予想するところとは言い難いから、修正の範囲を超えるという説。
- ・増加と減少とを区別することに合理性があるかは疑問。

株主総会参考書類に記載された議案から、ゼロから分配可能額までの範囲で「増加も減少もありうること」を株主に覚悟させることが不合理だとは思われない。

② 定款変更議案

- ・議案に示された規定についての定款変更であっても、定款変更を拡大する方向での修正は、株主の予想を超えるものであって認められない。
- ・議題が「定款第〇条変更の件」でも「定款の一部変更の件」でも違ひはない。

③ 役員報酬改定議案

- ・報酬等の額を減少する方向での修正は差し支えないが、これを増加する方向での修正は、株主の予想を超えるものであって、認められないと解する説。

④ 取締役選任議案

- ・議題が「取締役選任の件」とされている場合、取締役候補者を追加する旨の修正動議はできると解してよい。定款所定の人数の上限までの範囲で取締役が選任されることは、株主は予想しうる。
- ・定款の上限を超える人数の提案がされた場合に、どのような方法で上限の人数分の決議を成立させるかは、前記**IV 2** と同様。
- ・定款に人数の上限が定められていない場合でも、議題が「取締役選任の件」であれば、追加的に取締役が選任されることを株主は合理的に予見できると考えてよい。
- ・議題が「取締役 X 名選任の件」とされている場合は、定款所定の人数の範囲内であっても、併せて最大 X 名までしか選任決議を行うことはできない。X 名を超えるときの処理も前記**IV 2** と同様。